

平成27年6月4日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について

「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生について」は、平成27年6月2日付（地Ⅲ47F）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、標記の通知が厚生労働省健康局結核感染症課長より都道府県等衛生主管部（局長）宛なされました。

本件は、韓国における死亡例を含む多数の患者発生を踏まえ、MERSへの感染が疑われる患者の発生時に、行政検査、患者搬送や入院措置等の対応が迅速に行えるよう、当面、「情報提供を求める患者の要件」について一部取り扱いを下記の下線部のとおり変更するものであります。

なお、厚生労働省において本件に伴うQ&Aの修正と自治体向けの具体的な運用に関する事務連絡が一両日中に発出される予定であり、その際にはあらためてご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「情報提供を求める患者の要件」の改正

「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生について」別添2、MERS疑い患者が発生した場合の標準的対応フローの起点となる「情報提供を求める患者の要件」について、以下の下線部を追加する。

（情報提供を求める患者の要件）

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域（※）において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

※対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

2. MERS疑似症患者の定義について

医師が、上記1. のア、イ又はウのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、MERSへの感染が疑われると診断した場合には、当面の間、MERS疑似症患者として取り扱うことができること。その場合の暫定的な対応フローについては、別添1を参照のこと。

3. 検疫所との連携について

検疫所において、上記2. の取り扱いに基づき、疑似症患者の届出を行った場合には、報告様式（様式1）に基づき保健所に情報提供することとしており、保健所においては、検疫所と連携の上、患者搬送などについて迅速に対応すること。

また、MERSのPCR検査について、検査の実施が困難な検疫所等において、地方衛生検査所に検査の協力依頼があった場合は、その調整等について協力をお願いする。

（参考ホームページ）

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

健感発0604第1号
平成27年6月4日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生を受け、その対応につきましては、「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生について」（平成27年6月1日健感発0601第1号）により、当該感染症に罹患した疑いのある患者を診察した場合の対応及び情報提供についてお願いしているところです。

韓国において、死亡例を含む多数の患者が発生していることを踏まえ、MERS への感染が疑われる患者の発生時に、行政検査、患者搬送や入院措置等の対応が迅速に行えるよう、当面の間、下記事項について、一部取り扱いを変更することとしたので、関係機関への周知等を含め、特段のご協力をお願いいたします。

記

1. 「情報提供を求める患者の要件」の改正

「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生について」（平成27年6月1日健感発0601第1号）別添2、MERS 疑い患者が発生した場合の標準的対応フローの起点となる「情報提供を求める患者の要件」について、以下の下線部を追加する。

（情報提供を求める患者の要件）

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡

航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERS であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERS が疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

2. MERS疑似症患者の定義について

医師が、上記1. のア、イ又はウのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、MERS への感染が疑われると診断した場合には、当面の間、MERS疑似症患者として取り扱うことができること。その場合の暫定的な対応フローについては、別添1を参照のこと。

3. 検疫所との連携について

検疫所において、上記2. の取り扱いに基づき、疑似症患者の届出を行った場合には、報告様式(様式1)に基づき保健所に情報提供することとしており、保健所においては、検疫所と連携の上、患者搬送などについて迅速に対応すること。

また、MERS の PCR 検査について、検査の実施が困難な検疫所等において、地方衛生検査所に検査の協力依頼があった場合は、その調整等について協力をお願いする。

参考資料

別添1: 中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー

別添2: 検疫所長宛通知「韓国で発生している中東呼吸器症候群への検疫対応について」

様式1: 中東呼吸器症候群(MERS)について

(参考ホームページ)

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

以上

中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー (別添1)

平成27年6月4日現在

※ MERS疑似症患者の定義:

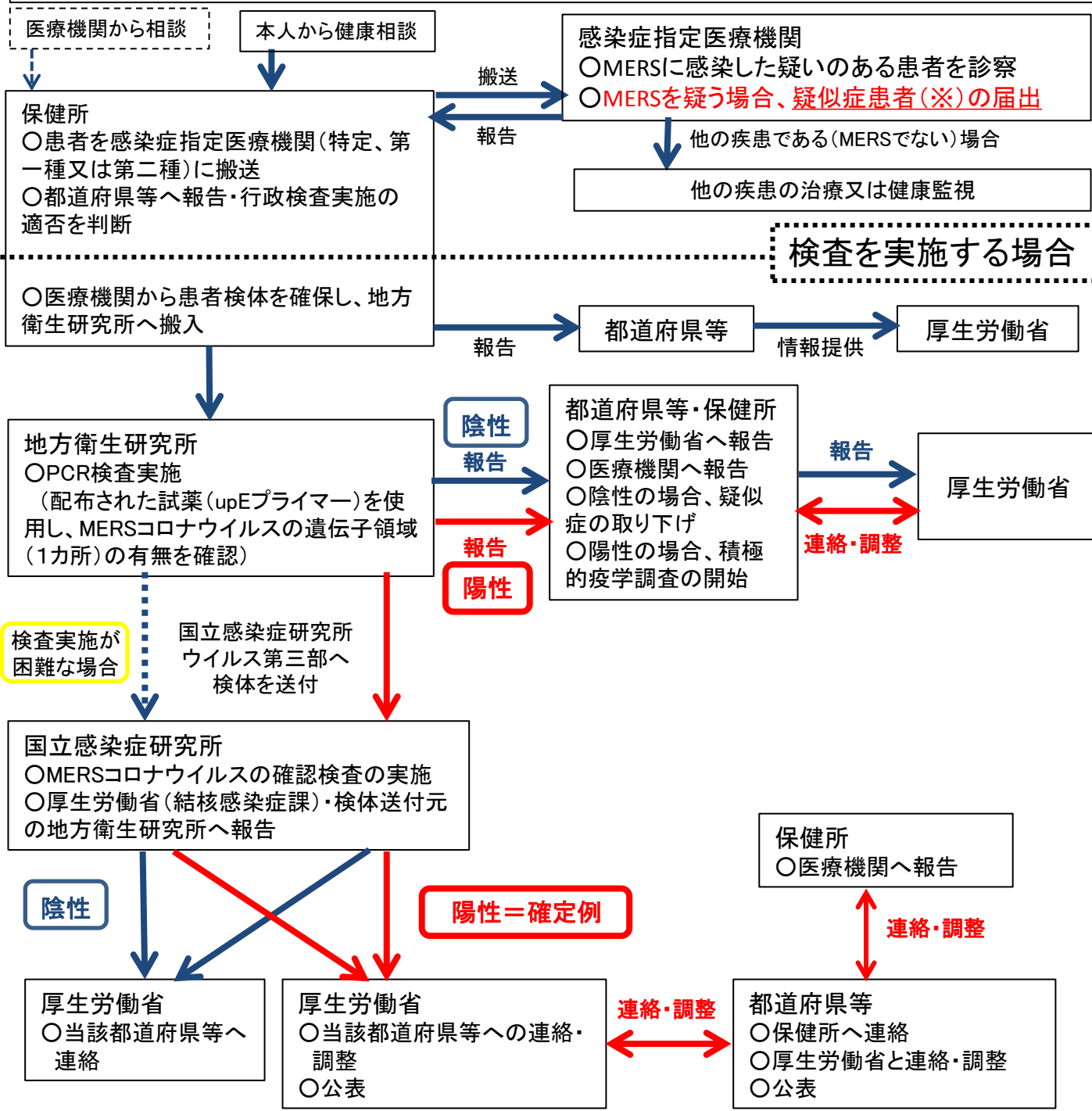
以下のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は病因によることが明らかでない患者

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したものの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

【※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国】

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したものの



健感発0604第2号
平成27年6月4日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

韓国で発生している中東呼吸器症候群(MERS)への検疫対応について

中東呼吸器症候群(MERS)の対応につきましては、「中東呼吸器症候群における検疫対応について」(平成26年7月24日健感発0724第3号)により、検疫対応いただいているところです。

今般、韓国において、死亡例を含む多数の患者が発生していることを踏まえ、当面の間、韓国からの入国者については、下記のとおり対応することとしたので、対応に遺漏なきを期されたい。

記

第1 基本的事項

1. 定義

(1) MERS疑似症患者

検疫法(昭和26年法律第201号)第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察により、38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす。以下同じ。)を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に韓国において、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したものをMERS疑似症患者とすること。

(2) 健康監視対象者

韓国において、14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居(当該患者が入院

する病室又は病棟に滞在した場合を含む。) していた者又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した者であって、MERS 疑似症患者と診断されなかったものを健康監視対象者とする。

(3) MERS 患者 (確定例)

国立感染症研究所において、PCR 検査により MERS ウイルス遺伝子が検出された者又は分離・同定により MERS コロナウイルスが検出された者を MERS 患者 (確定例) とすること。

2. 質問及び診察

韓国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法第 12 条の規定に基づく質問及び同法第 13 条の規定に基づく診察を行うこと。質問及び診察において MERS 疑似症患者と判断した場合には、検体 (咽頭拭い液又は喀痰) を採取し、PCR 検査を実施すること。PCR 検査は、検疫所で実施することが原則であること。ただし、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施する検疫所までの検体を搬送することが非効率な位置に所在する検疫所 (支所及び出張所) においては、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼すること等により検査を実施できる体制を整えること。PCR 検査を地方衛生研究所に依頼する場合においては、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておくこと。

検体は、「MERS コロナウイルスに係る検査マニュアル」(平成 26 年 5 月 30 日付け検疫所業務管理室事務連絡) に従い搬送すること。

また、診察において、MERS 疑似症患者と判断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。) 第 12 条第 1 項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号) において定める別記様式 2-5 を最寄りの保健所長を経由して当該検疫所の所在地を所管する都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。) に届け出ること。併せて、報告様式 (様式 1) により当該都道府県知事に報告を行うとともに、当該都道府県によって当該者の入院措置が行われるよう必要な協力を行うこと。

さらに、報告様式 (様式 1) により直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課に報告を行うこと。

検疫所における PCR 検査で、MERS コロナウイルス遺伝子が検出された場合には、確定診断のため、国立感染症研究所ウイルス第三部第四室に検体を送付すること。

国立感染症研究所において、PCR 検査により MERS ウイルス遺伝子が検出された場合又は分離・同定により MERS コロナウイルスが検出された場合には、MERS 患者 (確定例) として、検疫法第 26 条の 3 の規定に基づき、当該者の居住地 (居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地) を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則 (昭和 26 年厚生省令第 53 号) 第 9 条の 4 で定める事項を通知す

ること。

3. 健康監視

健康監視対象者について、検疫法第18条第2項の規定に基づく健康監視として、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、調査票（様式2）により報告を求め、健康監視対象者用指示書（様式3）を手渡し、336時間を超えない範囲において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は質問を行うこと。その際、基本的には、発症時等の自己申告を促すこととするが、検疫官においても健康状態を定期的に確認すること。

健康監視に付した者が発生した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うとともに、当該者の居住地を管轄する都道府県に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視対象者からの報告又は当該者への質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、同法第18条第3項の規定に基づき、当該者が医療機関において診察を受けるべき旨その他MER Sの予防上必要な事項を指示すること。また、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県等に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第6条の3で定める事項を通知書（様式4）により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県と連携を図ること。

なお、航空機の到着前に疑似症患者の疑いのある者が機内にいることが確認された場合には、検疫官は機内において、疑似症患者の疑いのある者と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）、疑似症患者の疑いのある者の2m以内の範囲等に搭乗着座していた乗客、疑似症患者の疑いのある者と対応した乗員のうち検疫所長が疑似症患者の疑いのある者の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者については、健康監視の対象とすること。

4. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官がMER S疑似症患者と接触する場合には、MER S疑似症患者にマスクを着用させるとともに、マスク及び手袋を着用し、また、検体を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（フェイスガードでも可）を着用するよう指示すること。また、MER S患者（確定例）又はMER S疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、当該調査に協力するよう指示すること。

5. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、MER S患者の韓国における発生状況及びその予防の方法について

て、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙1）の設置等により積極的に情報提供するよう努め、注意喚起すること。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

韓国から発航又は寄航して来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報（以下「検疫前の通報」という。）により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対しMERS疑似症患者に該当する者の有無について確認を求めること。その結果、MERS疑似症患者の疑いのある者の搭乗が把握できた場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握するよう努めること。

また、検疫前の通報により、有症者の発生がないことが報告された場合においても、韓国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

2. 船舶の検疫

検疫を受けようとする船舶について、検疫前の通報と併せ、MERSに関し、追加通報項目（様式5）の提出を求めること。さらに、船医が乗船している客船については、これらに加えて船医申告書（様式6）及び診療記録簿（様式7）の提出を求めること。なお、船医申告書及び診療記録簿については、船医等から同様の医療情報等が入手できる場合は、提出を省略することができること。このほか、発熱等を呈している者の有無や入港までの期間に応じ、船舶の検疫は次のとおり対応すること。

- (1) 韓国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により発熱及び急性呼吸器症状を呈している乗客等の乗船が確認された場合

当該船舶の到着前に、船舶の長に対しMERS疑似症患者の定義に該当する者の有無について確認を求めること。その結果、MERS疑似症患者の疑いのある者の乗船が把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

また、韓国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、検疫法第8条第3項の規定に基づき、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。また、必要に応じ、健康相談等を行う場所の確保などを、船舶代理店等を通じ当該船舶に指示すること。

- (2) 韓国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により、

発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合
客船（貨客船を含む。）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を
実施し、船医等からの聴取、医療記録等から、MER S 疑似症患者の有無につ
いて確認すること。

貨物船については、MER S の侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等
を通じ、船舶の長に対しMER S 疑似症患者又は健康監視に該当する者の有無につ
いて改めて確認を求め、MER S 疑似症患者又は健康監視に該当する者が乗船し
ていない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

(3) 韓国を発航してから14日を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫前の通報により有症者の発生の有無
の確認を行うとともに、韓国を発航後、MER S 疑似症患者に該当する者が乗船
していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

貨物船については、通常どおりの通報により対応すること。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、MER S の国内における感染拡大を防止するた
め、関係行政機関や都道府県との間で各々情報の共有及び連携強化を図りつつ、対
応に当たること。

また、危機管理事象発生時に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所
等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

様式1：報告様式
（中東呼吸器症候群（MER S）について）

様式2：調査票

様式3：健康監視対象者用指示書
（韓国から帰国・入国された方へ）

様式4：通知書

様式5：追加通報項目
（MER S 追加通報項目）

様式6：船医申告書

様式7：診療記録簿

別紙1：リーフレット
（韓国で中東呼吸器症候群（MER S）が発生しています！）

別紙2：フローチャート
（MER S に関する検疫対応フロー）

別 添：韓国における中東呼吸器症候群（MER S）への対応について
（平成27年6月4日健感発0604第1号）（自治体向け通知）

平成 27 年〇月〇〇日

{ 検疫所業務管理室 }
{ 結核感染症課 } 御中
{ 都道府県等 }

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群 (MERS) の (疑似症患者・健康監視対象者) に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>

国籍：(外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載)

性別：○性

年齢：○歳

住所：

職業：

<同行者の有無>

<渡航先等>

H27. ○. ○～○. ○

<MERSが疑われる患者との接触内容>

日時：○. ○ ○

場所：

内容：

<症状の経過等>

H27. ○. ○～（症状・発症日）

現在の症状：

<健康相談記録内容>

（問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項）

<検査>

検査開始時間 ○○：○○ 検査結果判明予定時間 ○○：○○

→（検査判定日時及び検査結果を記載）

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 ○名・○○名

座席番号

調査票

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条の積極的疫学調査に使用します。正確に太枠内を記入してください。

ふりがな 氏名：		年齢：	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業：	国籍：
MERSが疑われる患者に接触した可能性がありますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 接触の状況を具体的に： 地域：					
日本国内における住所・滞在先（滞在の場合は下欄に本日から 日間の連絡先を記入してください。）					
住所	都道府県	市区町村	電話：	携帯電話：	
本日から 日間の 宿泊先・ 出国予定	滞在期間	宿泊先又は連絡先			
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
	所在地：	都道府県	市区町村	電話：	
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
	所在地：	都道府県	市区町村	電話：	
日本出国予定日：	年	月	日	出国空港：	空港 便名：
旅行代理店	今回の旅行は旅行代理店等が企画又は仲介していますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 旅行代理店名・支店名等 日本における電話： ツアー名：				

この調査票の内容は検疫及び国内の感染症対策の目的以外には使用しません。
なお、検疫法第 36 条第 7 号の規定により、質問に回答しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

検疫時の体温	℃	解熱剤使用	無・有	薬剤名	・	時間前使用
主な症状	<input type="checkbox"/> 咳	<input type="checkbox"/> その他の呼吸器症状	<input type="checkbox"/> 全身倦怠	<input type="checkbox"/> その他（		）
その他特記事項						
検疫年月日：	年	月	日	便・船名：		
検疫所名：	担当者名：		調査票番号：			

韓国から帰国・入国された方へ

中東呼吸器症候群（MERS）は、新しい種類のコロナウイルスによる感染症です。感染すると高熱や咳、息切れといったインフルエンザのような症状が出ます。特別な治療法はなく患者の症状に合わせて治療を行うこととなります。

韓国に滞在していた方は、本日から14日間、健康状態に留意し、以下のように行動してください。

- (1) マスクを着用し、できるだけ人ごみを避けるようにしてください。
- (2) 毎日2回（朝、夕）体温を測ってください。
- (3) 体温が38度以上になったり、激しい咳が出たり、呼吸が苦しくなったら、直ちに下記の検疫所に連絡し、あなたの名前、下記に示した調査票番号を伝えてください。他者への感染のおそれがありますので、検疫所又は保健所の指示があるまでは、絶対に直接医療機関に行かないでください。

記

連絡先：厚生労働省 検疫所 電話：

調査票番号： _____

※検疫所からあなたの体調について定期的に確認の電話をします。

注) 検疫法第18条第2項に規定する健康状態の報告要請です。正確に報告してください。なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

通 知 書

平成 年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長)

_____ 殿

_____ 検疫所長

下記の MERS の健康監視対象者について、検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づく帰国後の健康状態の報告を求めていたところ、健康状態に異状を生じたことを確認したので、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

ふりがな			
氏 名 :	年齢 :	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍 :

当該者の国内における居所、連絡先、渡航先、検疫時の状況等については、別添の調査票（又は健康状態質問票）を参照してください。

入 国 後 の 状 況	当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等
	確定のための検査 国立感染症研究所へ・依頼中 ・結果 () 検体番号 :
	入国後 年 月 日の健康状況 体温 ℃
	その他特記事項
参 考	当該者の濃厚接触者 無・有

当該者の調査票番号 :

<照会先>
 担当者名 :
 電話番号 :
 FAX番号 :
 メールアドレス :

韓国から来航する船舶に関するMERS追加通報項目
Questionnaire on MERS

船舶の名称

Name of ship

船長の氏名

Name of master

発航地

Last port

乗員及び乗客の健康状態について、以下の4つの質問にお答えください。

Please answer following four questions regarding health condition of crews and passengers on board.

① 38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の有無

Is there any person suffering from flu-like symptoms such as fever over 38℃/100°F and acute respiratory symptoms ?

あり yes なし no

② 原因不明の肺炎や呼吸困難を呈している者の有無

Is there any person suffering from pneumonia and/or dyspnea caused by unknown disease?

あり yes なし no

③ 原因不明の死亡者の有無

Is there any dead person caused by unknown disease?

あり yes なし no

④ 14日以内にMERS患者（疑い例も含む。）との接触歴を有する者

Is there any person who had contact with a patient or a suspicious case of MERS within 14 days?

あり yes なし no

年 月 日 Date (Month Date, Year)

代理店の名称 Agent

担当者 Contact address

検疫所 QUARANTINE STATION

船医申告書

Declaration by Ship' s Doctor

1. ○月○日以降に診察を受けた患者数。
Number of patients who have been examined since

2. ○月○日以降、発熱を伴う患者数。
Number of patients with fever ($\geq 38^{\circ}\text{C}/100^{\circ}\text{F}$) on and after

3. 発熱を伴う患者の詳細内容を記載した文書を添付すること。
(氏名、性別、年齢、発症月日、症状、診断名、治療、転帰などを含むもの。)
Please attach "Record of Examinations" for patients with fever.
(including name or initial, sex, age, date of onset, symptoms, diagnosis, treatment and outcome)

私は、この申告書（添付文書を含む）に記載した回答が、真実で正確なものであることをここに宣言する。

I hereby declare that the statements in this "Declaration by Ship' s Doctor" (including the attached "Record of Examinations") are complete and true to the best of my belief.

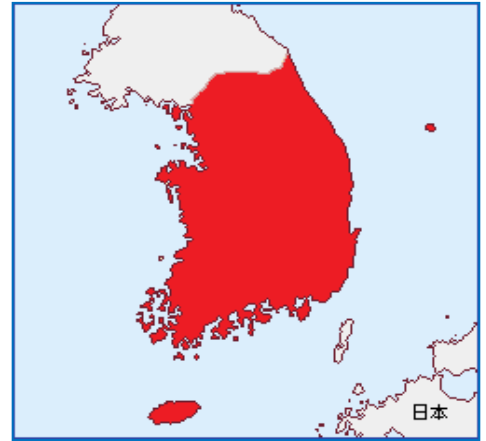
日付
Date _____

船医の署名
Signature of Ship' s Doctor _____

韓国で中東呼吸器症候群(MERS) が発生しています！

〈韓国における患者等の発生状況〉

2015年5月20日、韓国において初のMERS患者が確認されました。その後、医療機関において二次感染者が発生するなど、多数のMERS患者や死亡例が発生しています。



MERSは、

感染してから2～14日後に、発熱や呼吸器症状(せき、息切れや呼吸困難など)を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。特別な治療方法やワクチンはありません。

韓国から帰国・入国された方へ

発熱やせきなどの呼吸器症状がある方やMERSが疑われる患者と接触した可能性がある方※は、必ず、お近くの検疫官にお申し出ください。

※ (1) MERSが疑われる患者を診察、看護、介護。

(2) MERSが疑われる患者と同居(患者が入院する病室や病棟に滞在。)

(3) MERSが疑われる患者の体液等の汚染物質に直接接触れる。



MERSに関する検疫対応フロー

(フローチャート:別紙2)

※当該対応は、今後の状況により変更予定。

- ① 韓国から来航する航空機・船舶により到着した者 又は
- ② 聞き取り等により14日以内に韓国に滞在したことが判明した者

- 発症前14日以内にMERS患者の発生国において、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する者
- (1) 中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
 - (2) 中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していた者
 - (3) 中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接ふれた者

38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす)を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者

疑似症患者

YES

NO

健康監視

検疫所 <検査の実施>

- 質問(12条)、診察(13条)、検体採取
- 当該者に、マスク等の感染予防策を勧奨
- 検疫所業務管理室、結核感染症課及び都道府県等に、メール等で報告(様式1)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 感染症法による都道府県への届出(感染症法第12条第1項:疑似症患者)

検疫所

- 健康監視(第18条第2項)調査票(様式2)により聞き取り
- 当該者に「健康監視対象者指示書」(様式3)を配布、説明
- ※14日間、体温その他の健康状態を確認
- 検疫所業務管理室及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 当該者の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

検疫所 <検査結果>

- 検疫所業務管理室、結核感染症課及び都道府県等に、メール等で報告(様式1に追記)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

検疫所

- MERS様症状発症
- 検疫所業務管理室及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1に追記)土日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 感染予防策、医療機関への受診を指示
- 当該者の居住地を管轄する都道府県へ「通知書」(別紙4)により通知(第18条第3項)

検疫所PCR検査 陽性【疑似症患者】

検疫所PCR検査 陰性

検疫所

- 感染研へ検体送付

国立感染症研究所

- 確認検査の実施
- 検疫所業務管理室及び結核感染症課へ報告
- 検体送付元検疫所へ報告→検疫所の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

陽性【患者(確定例)】

感染研陰性

都道府県等

- 感染症法に基づき、都道府県が対応

検疫所

- 居住地を管轄する都道府県への通知(検疫法第26条の3)
- 感染症法による都道府県への届出(感染症法第12条第1項:患者(確定例))

平成 27 年〇月〇〇日

{ 検疫所業務管理室
結核感染症課
都道府県等 } 御中

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群 (MERS) の (疑似症患者・健康監視対象者) に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>

国籍：(外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載)

性別：〇性

年齢：〇歳

住所：

職業：

<同行者の有無>

<渡航先等>

H27. ○. ○～○. ○

<MERSが疑われる患者との接触内容>

日時：○. ○ ○

場所：

内容：

<症状の経過等>

H27. ○. ○～（症状・発症日）

現在の症状：

<健康相談記録内容>

（問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項）

<検査>

検査開始時間 ○○：○○ 検査結果判明予定時間 ○○：○○

→（検査判定日時及び検査結果を記載）

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 ○名・○○名

座席番号